

あす漁場調査の上で

十七日に話し合い

新日窒、漁民側に回答

さる六日から漁民被害補償一億円を要求して新日窒水俣工場側と団交中の水俣漁協は十三日午後の話し合いで漁民、工場双方で汚染された水俣湾内漁場の共同実地調査を行なったうえで補償要求金額漁民側一億円、工場側回答二千万円にこだわらず十七日に改めて補償金額について話し合うことになった。

十二日の徹夜団交で結論を得ぬ

また、十三日は午後一時半から同市昭和町新日窒高和会館で再び団交を開き、西田工場長から「いままでの漁業被害に対する補償要求を漁民は今後一切行わないという条件で二千万円の補償金を出すので、漁民側との話し合いが妥結したら速かに支払う」（注）いままでの被害とはさる二十九年から現在までの漁業被害、ただし水俣病発生に起因する以外の漁業被害」と組合側に回答、さらに工場としては一千万円以上の金は出されず組合側からこれ以上金額の要求があれば今後の団交には応じられないと語った。

が一体となり水俣湾の共同調査を行ないたい。今後漁民側との団交は続けるが六日と十二日のような漁民の乱入は困るから秩序ある話し合いを行ないたいと申入れがあり、漁民側もこれを了承、結局双方の話し合いに入り十五日午前十時水俣湾を中心とした汚染地区の漁場調査を行なうとともに、漁民側要求一億円、工場回答二千万円にこだわらず補償金額については水俣湾の調査を行なったうえで十七日会社側から改めて回答することになり、漁民もこれを了承、同七時団交を終り解散した。

これに対し漁民側は被害補償に対する工場側の意思はわかるが二千万円では受け入れられないとこれを拒否、同五時工場側代表の要望で三十分間休憩、再び団交を再開西田工場長から「工場および漁民